

令和3年第3回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年3月25日（木）

開催場所 市立中央図書館 視聴覚ホール

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時20分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	欠
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	欠
7番	大曾根高男	欠	14番	丸山隆一	出
出席 8名			欠席 6名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢	事務局主事	千島隆寛

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

6 番	大澤 英司 委員
9 番	島田 秀男 委員
10 番	新井 稔 委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請7件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮った。1-1と1-7の2件については全委員の賛成により「可」としたが、1-2から1-6の5件については審議保留となった。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月11日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地（所有地14,452㎡、借入地0㎡）については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター2、田植機2、防除機3、コンバイン1、耕運機3、調整機3、軽トラック1
- ・従事人数…世帯員3名
- ・申請地までの通作距離…3.5km

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員 3 名
- ・本人、妻…本人 180 日、妻 80 日、長男 80 日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では 50 a に達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 15,773 m²

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われま

○議案第 1 - 2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については 3 月 16 日に確認しましたが、耕作できる状態ではなかった。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第 3 条 2 項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地 1,033 m²、借入地 4,156 m²）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター 2、田植機 1、耕運機 1、軽トラック 1、粃すり機 1、バインダー 1

・従事人数…世帯員 2 名

・申請地までの通作距離…950 m

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員 2 名

・本人、母…本人 90 日、母 150 日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 5,571㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

現地は耕作するには難しい状態でした。その他については事務局説明のとおりです。

○議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月16日に確認しましたが、耕作できる状態ではなかった。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地1,033㎡、借入地4,156㎡）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、軽トラック1、粃すり機1、バインダー1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1,000m

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名

・本人、母…本人 90日、母 150日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 5, 846㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

担当委員からの説明)

現地は耕作するには難しい状態でした。その他については事務局説明のとおりです。

○議案第1－4

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月16日に確認しましたが、耕作できる状態ではなかった。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地1, 033㎡、借入地4, 156㎡）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、軽トラック1、粃すり機1、バインダー1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1, 000m

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名

・本人、母…本人 90日、母 150日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 5, 852㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用

方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

担当委員からの説明)

現地は耕作するには難しい状態でした。その他については事務局説明のとおりです。

○議案第1－5

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月16日に確認しましたが、耕作できる状態ではなかった。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地1, 033m、借入地4, 156m²）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、軽トラック1、籾すり機1、バインダー1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1, 000m

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名

・本人、母…本人 90日、母 150日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 6, 515m²

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

担当委員からの説明)

現地は耕作するには難しい状態でした。その他については事務局説明のとおりです。

○議案第1－6

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月16日に確認しましたが、耕作できる状態ではなかった。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地1,033㎡、借入地4,156㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、軽トラック1、粃すり機1、バインダー1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1,100m

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名

・本人、母…本人 90日、母 150日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 6,457㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

担当委員からの説明)

現地は耕作するには難しい状態でした。その他については事務局説明のとおりです。

○議案第1－7

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月16日に確認しました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地1,033㎡、借入地4,156㎡）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、軽トラック1、粃すり機1、バインダー1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1,100m

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名

・本人、母…本人 90日、母 150日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 5,373㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

担当委員からの説明)

現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われまます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第 2 - 1

(事務局説明)

申請目的「農家住宅の敷地拡張」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・ 隣地境界には板土留めを設置。
- ・ 敷地拡張部分については汚水・雑排水はありません。
- ・ 隣地所有者は譲渡人のため「転用計画についての同意書」はありません。
- ・ 改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・ 資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 2

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・ 汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・ 隣地境界には新設型枠ブロック 5段積を設置。
- ・ 改良区には該当しておりません。
- ・ 資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック4段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2-4

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に勝瀬中学校、勝瀬小学校の教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第 3 - 1

(事務局説明)

本件は、平成 14 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 4 年の 1 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているもの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、3 月 11 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第 3 - 2

(事務局説明)

本件は、同世帯の 2 名それぞれが平成 14 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 4 年の 1 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているもの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、3 月 11 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について 2 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

○議案第 4 - 1

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日（令和 3 年 4 月下旬）から令和 8 年 3 月 31 日まで

○議案第4－2

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権
- ・土地利用の内容 畑
- ・設定の期間 公告日（令和3年4月下旬）から令和8年3月31日まで

(現調)

3月12日に調査を行い、申請地、所有農地とも問題なく管理されてしました。

(担当委員の説明)

内容については事務局説明のとおりです。現地調査の結果、支障がないと思われれます。

第5号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋2件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第5－1

議案第5－2

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は4月13日までに事務局まで報告をお願いします。

第6号議案 富士見市農業委員会処務規程の一部改正について

○議長は、富士見市農業委員会処務規程の一部改正について議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

第7号議案 農業委員会事務局職員の任免について

○議長は、農業委員会事務局職員の任免について議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

(事務局説明)

本件につきましては、令和3年4月1日付け人事異動により令和3年3月31日付けで現任4名の事務局の職を解くことについて。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年2月18日から令和3年3月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 2件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 違反転用通知の発送についてその他
2. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)と
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)について
3. その他

議長は、令和3年第3回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月25日

議 長

6 番

9 番

10 番
